

**令和元年**

**第6回定例教育委員会**

**我孫子市教育委員会**



## 令和元年第6回定例教育委員会日程

日 時 令和元年6月26日（水） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名  
蒲田 知子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定  
について

（文化・スポーツ課）

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定に  
ついて . . . . 1

議案第 1 号

我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定について

我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱を次のように制定する。

令和元年 6 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市内の文化財を計画的に保存・活用し、次世代への継承をはかることを目的とした、我孫子市文化財保存活用地域計画の策定に伴い、我孫子市文化財保存活用地域計画協議会を設置するため、提案するものです。

## 我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3の規定に基づき、我孫子市内の文化財を計画的に保存・活用し、次世代への継承をはかることを目的とした、我孫子市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定し、推進するため、我孫子市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 協議会の任務は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域計画を策定し、教育長および教育委員会並びに市長に報告すること。
- (2) 地域計画の推進に関すること。
- (3) 地域計画の見直しに関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 我孫子市生涯学習審議会委員
- (2) 次に掲げる課等に属する課長相当職にある者
  - ア 秘書広報課
  - イ 企画課
  - ウ 商業観光課
  - エ 文化・スポーツ課
  - オ 鳥の博物館

### (任期)

第4条 委員の任期は、地域計画の計画期間内とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を取りまとめ、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生涯学習部文化・スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

# 我孫子市文化財保存活用地域計画

## 策定スケジュール

